

令和 7 年度 開発行為許可申請書の提出締切日について

都市計画法第 29 条の規定による開発許可において開発区域の面積が 0. 1 h a 以上の規模については、開発行為に関する事務等の的確な実施を図るため、今治市土地利用調査委員会規程により調査審議することになっております。

つきましては、今治市土地利用調査委員会において調査審議すべき開発行為許可申請書の提出締切日を次表のとおり設定しますので、必要関係書類を整えて、締切日までに提出してください。

	締切日
第 1 回	令和 7 年 4 月 15 日 (火)
第 2 回	令和 7 年 5 月 27 日 (火)
第 3 回	令和 7 年 7 月 15 日 (火)
第 4 回	令和 7 年 9 月 9 日 (火)
第 5 回	令和 7 年 10 月 28 日 (火)
第 6 回	令和 7 年 12 月 16 日 (火)
第 7 回	令和 8 年 2 月 10 日 (火)

※上記締切日の約 1 か月後に今治市土地利用調査委員会が開催されます。その後、書類補正、申請受付、開発許可となります。

農地転用がある場合、開発許可と農地転用許可が同日許可となるため、別途期間がかかります。農地転用の手続きにかかる期間については、農業委員会事務局にお問合せください。

(問合先)

今治市 建設部 都市政策局 都市政策課 開発指導係
電話 0898-36-1550 (直通)